

第 3 章

不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概況

(1) 取扱件数の概要

平成26年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、最近の不当労働行為救済申立事件の取扱状況は、次表のとおりである。

状 況		22年	23年	24年	25年	26年	
係 属 状 況	前年からの繰越	1	0	0	0	0	
	新規申立	0	0	0	0	0	
	計	1	0	0	0	0	
	申立人	組 合					
		個 人					
		組 合 ・ 個 人					
	新 規 申 立	該 当 号	1				
			2				
			3				
			4				
			1 ・ 2				
			1 ・ 3				
			1 ・ 4				
			2 ・ 3				
2 ・ 4							
1 ・ 2 ・ 3							
1 ・ 2 ・ 4							
終 結 状 況	取 下 和 解	和解以外の取下	1				
		和 解	関 与				
			無 関 与				
	計	1					
	移 送						
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					
一 部 救 済							
棄 却							
却 下							
計							
終 結 計	1						
次 年 へ 繰 越	0	0	0	0	0		

(2) 審査期間の目標達成状況

①審査の目標期間

福井県労働委員会では、審査期間の目標を1年と定めている。

②所要日数

区 分 \ 年	22年	23年	24年	25年	26年
100日未満	1				
100～299日					
300～499日					
500～699日					
700～999日					
1,000日以上					